

QSK 一人は皆のために 皆は一人のために

福岡県脊髄損傷者連合会
2016年4月10日

わだち

No.195

福脊連ホームページアドレス www.normanet.ne.jp/~ww101926/

“敗戦70年”をどう格差社会へ(8)

“動くものはずべし殺せ” アメリカ兵はベトナムで何を

したかー ベトナム戦争の実態は、数多くの書籍や報道である程度なされて来た。だが、ベトナム戦争終結から四〇年、その「戦争の本質・現実」は、忘れられつつあると思う。一昨年だった、テレビでベトナムへ派兵される新兵の訓練をする指揮官が訓練内容を説明していたが、それが、「動くものはすべて殺せ」というものであり、動くものは、「何も考えずに狙撃する」ように兵士を追い込み訓練するというのが「當然」だった。

かつて、ベトナム戦争については、北爆が激化した1966年に哲学者ラッセルの提唱で民衆法廷は「ラッセル法廷」で、ベトナムにおけるアメリカの戦争犯罪を裁くために、哲学者サルトルが裁判長として開かれた。詳細は、「アメリカのベトナム戦争犯罪を告発する・ベトナム黒書・日本アジア・アフリカ連帯委員会編」・労働旬報社・発行一九六六年一〇月)をPDFで閲覧できます。是非閲覧を(<http://sengoshi.sakurane.jp/vietnam/vietnam.html>)

わだち、「動くものはずべし殺せ」の著者は「二〇〇一年六月、大学院生だった私は、ベトナム帰還兵のあいだに見られる心的外傷ストレス障害(PTSD)について研究していた。ある日の午後、米国立公文書館で様々な文書を調べていると、気さくなアーキヴィストがわたしにこんなことを訊ねた。「戦争犯罪を目撃した人がPTSDを発症することがありますか」と。そのときは、ベトナムで起きた戦争犯罪に関する記録がこんなところに保管されているとは思ってもみなかった。可能性を考えてみたこともなかった。だが一時間も立たないうちに、わたしはベトナム戦争

《わだち目次》

敗戦70年をどうして格差社会へ(8)	・・・1P
北九州支部 第34回 総会報告	・・・4P
北九州支部長就任の挨拶	・・・5P
ハンセン病「特別法廷」と司法の責任とは	・・・6P
悲報！ トイシ悲惨な状態に	・・・8P
「寄りの添う人がいてくれたら何でもできる」	・・・9P
第35回 福岡支部 総会報告	・・・10P
障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告(案)(日本語仮訳)「参考資料2」よりの	・・・13P
福岡県脊髄損傷者連合会総会のお知らせ	・・・15P
今月の時事	・・・16P

ハンセン病「特別法廷」と司法の責任とは

文化体育部長 久保 親志

二〇一六年二月三日、福岡県弁護士会館で行われたシンポジウム「ハンセン病「特別法廷」と司法の責任」に参加しました。その中で、知

えた事実を述べてみます。

ハンセン病の患者は、九〇年にわたる国の間違った隔離政策によって偏見や差別に苦しめられ、数々の悲劇に巻き込まれてきました。二〇〇一年、行政・立法府の国家賠償責任を認める違憲判決が出されましたが、司法の場においても、犯罪に関わった疑いで起訴された患者が、事実上非公開の特別な法廷で裁かれていた事実は余り知られていません。患者の人たちは、裁判所の「公開法廷」ではなく、

療養所内で「隔離裁判」が行われていたという問題があり、これが「特別法廷」と呼ばれています。

そこには、差別的な取り扱いがなかったのか。全国ハンセン病入所者協議会は、「特別法廷」はハンセン病患者に対する差別的取り扱いで「裁判の公開原則」に反するとして、最高裁判所に検証申し入れを行いました。最高裁判所は異例の調査に乗り出しました。一九五〇年代に起きた熊本県で起きた殺人事件(菊池事件)では、ハンセン病患者である被告人は無罪を訴えながらも、証拠物に触れさせてもらえず、死刑判決を受けました。そして、再審請求棄却直後に死刑

執行されました。二〇一三年、福岡県弁護士会、九州弁護士会連合会は、「菊池事件」について、検察官による再審請求を求める声明を発表しています。ハンセン病患者の「隔離裁判」における「司法の責任」と「菊池事件」について、歴史の闇に埋もれた「特別法廷」を関係者の証言からたどり、「法の番人」であり「人権の誓」である裁判所の責任を強く考えさせられました。

ハンセン病は皮膚に結節や斑紋ができ、その部分に知覚麻痺が発生、また、まゆ毛やまつ毛の脱毛、手足や顔面の変形、視力障害なども起こる感染症です。感染力や発病力は極めて弱く皮膚や末梢神経が侵される病気ですが、早期に治療を行えば確実に治るとされています。しかし、日本では明治時代に患者の隔離が始まり、一九四七年に、アメ

リ力で開発された「プロミン」という特效薬が輸入されたことにより、ハンセン病に対する治療は飛躍的に前進したのです。その後の薬の開発により、早期完治が可能となった後も、医学的な根拠のないまま約九〇年にわたって隔離政策が続きました。二〇〇一年には、元患者たちが起こした訴訟で隔離政策を憲法違反として国に賠償を命じる判決が確定し、政府と国会は責任を認めて謝罪しています。誤った政策に裁判所も加担し差別を助長していたとすれば、司法の根幹に関わる極めて重大な問題なのです。

さて、裁判は隔離された場所で行われましたから、一般の人たちは傍聴できず事実上「非公開」のケースが多かったといわれています。札幌弁護士会の中村隆弁護士は、「このような訴訟手続が、裁判の

公開(憲法第八二条)、平等・公平な裁判(憲法第三七条一項)、適正な刑事手続(憲法第三一条)、弁護人による弁護(憲法第三四条)を保障した憲法の規定に反し、被告人の裁判を受ける権利等を侵害するものであることは明らかであり、同事件は、本来人権を守るべき責務を負っている裁判官、検察官及び弁護人という法曹三者が、ハンセン病に對する差別・偏見により、自ら取り返しのつかない人権侵害を犯したものと言わざるを得ない。」と述べています。これこそ射た提言です。

裁判の公開は国民の監視の目を入れることで密室裁判を避け、公正さを確保する意味合いがあります。この点で、ハンセン病を理由に裁判の公正さが軽んじられたのではないかという疑念が持たれているのです。

では、ハンセン病の特別法廷は具体的にどのようなものだったのでしょうか。

証言によれば、一部の法廷では裁判官も検察官も弁護士も、予防衣と呼ばれる完全防備の服を着ていたことがわかっていきます。白い帽子にマスク、それに裾の長いエプロンを着用し黒い長靴をはいていました。感染を恐れる余り過剰ともいえる服装で裁判に臨んでいたのです。菊池恵楓園で暮らす志村康さんは、かつて特別法廷をのぞき見た先輩から聞いた話として、「裁判官は被告をかなり離れた場所に座らせ、ごみ拾いなどに使う火ばさみで証拠物をつかんでいた。」「幕が張られ外からは見えなかった。」と話しています。差別と偏見に基づく異様な雰囲気の間違ったことが伝わってきました。

菊池事件は、本来人権を守

るべき重い責務を負っている裁判官、検察官、弁護人という「司法(法曹三者)」が、ハンセン病に對する差別と偏見により、自ら取り返しのつかない人権侵害を犯したものと言わざるを得ないのです。差別に基づいた裁判が行われたとすれば判決そのものが公正さに欠けます。因って、特別法廷で行われた「菊池事件」はえん罪の可能性が極めて高い判決だといえます。

現在、新聞等では、「ハンセン病患者の刑事裁判が裁判所外の隔離施設などに設置された『特別法廷』で開かれていた問題で、最高裁判所の外部有識者委員会(座長・井上英夫金沢大学名誉教授)が『特別法廷は差別的な措置で、法の下での平等や裁判の公開を定めた憲法に違反する疑いがある』との意見を最高裁に伝えていることが判明した。最高

裁判所はこの指摘を踏まえて四月中にも検証結果を公表する予定で、特別法廷の設置を認めた最高裁判所の手續きの根底に差別があったとの評価が検証結果に盛り込まれる見通しとなった。」と、報道しています。一刻も早い、最高裁判所の謝罪が待たれます。

更に、二月一五日には、ハンセン病患者の家族五九人が熊本地方裁判所へ、初めての「集団国家賠償訴訟」を起こしました。「患者本人同様に深刻な差別を受け続けたことを知ってほしい。」との思いから提訴したのです。この報道に私は、胸の痛みを覚えましたが、決して他人事と考えずに、皆さんも共に、検証結果と判決を待ちましょ。

参考文献Ⅱ『法と民主主義』二〇一五年六月号・日本民主法律家協会。

悲報!

トイレ悲惨な状態に

去る2月17日折尾駅東口広場前の多目的トイレを覗いてみると悲惨な状態になっていた。便座は壊れて外され、床はガムなどの包装紙が散乱していた。

(写真)

用事などで東口方面に行った時には必ず覗いていた。

弁当殻が放置

されていたり、たばこの吸い殻が落ちていたりしていたが、ここまでひどい状態になっていたのは久しぶり。(数年前にも便器が壊されていたことはあった)

設置に必要な広さの関係もあり、男女共用なので男女の便房とは独立している。

入ってしまったら、外から



は中の様子がわからない。(一般の便房は、天井部分が空いているので話し声やたばこの煙など様子が判る)

そこで、しばらく夕方方の時間帯の様子を見守ることにした。

寒い時期でもあり高校生をはじめ青少年が中で談笑しているのを再三目撃し注意をした。

まじめな(?)



青少年は図書館や勤労青少年センターなどで過ごせるのだから、勤労青

少年センターに行ってみるとそこには中高年の方たちが話し合いをしていた。

私が青少年の頃は、年齢制

限があったが、窓口で聞いてみると、今は貸館業務として制限はないとのこと。

談話スペースはありませんか?という問いには、あるけれども会議に使ったりしているの...との

こと。青少年の余暇を過ごす場がないのか?

さすがに雨の日は止めているが、2週間ほど見守りをしてみ

ると、高校生の喫煙、男女での入室があり、声かけをして止めさせている。

元青少年としては、ちょっと不良ぶってみる彼らの気持ちにはわかるが、悪いことは悪いと指摘するのが大人の役目。

どう反応があるか、ちょっと怖いけど、素直に聞き入れてくれている。



月末には、壊された便座が取り替えられていた。

この状態を維持してほしいものと、その後も見守りをしているが、相変わらずたばこの吸い殻や空き缶が放置されている。

ただ、毎日きれいに清掃されていて、市の維持管理に関する努力は感謝。

「多目的トイレ」

この名称では、使い方がいろいろと解

釈されるが、車椅子障害者や肢体障害者、赤ちゃんのおむつ替え、オストメイ

トなど通常のトイレでは用が足せない人のためのものです。決して、談笑や男女の憩いの場というのは、多目的には

含まれていませんので使用目的を外れないでいただきたい。

(北九州支部 白川長廣)

「寄り添う人がいてくれたら何でも いいわね」

福岡市 東区 上野 栄作

寒い冬も終わり、暖かい春の日差しに包まれる今日この頃ですが、皆様いかがお過ごしでしょうか？



私は昨年春に、2016年から新たに導入される営業支援システムの推進員に任命され、心身ともに落ち着かない一年を過ごしました。

まずは、全貌を把握するため社内勉強会に参加し、得た知識を部員全員に説明する機会を設けました。

説明会を開くには多くの方々(50名)のスケジュール

を考慮せねばならず、プレゼンだけでなく、調整能力も必要となり、苦痛の日でした。通常業務と並行して推進業務を行っている為、忙しさで頭がパニックになったり、腎炎で倒れたり、睡眠障害になったこともありました。



ピンチの場面に何度も出くわしましたが、2016年を迎え、無事に導入を終える事ができました。

今思えば、以下の点で私は恵まれていたのだと思います。
① 同僚の方々から継続的に

フォローがあった事

② 全国の同じ立場の人達と情報を共有し、智慧を出し合った事。

おかげで私は自分の使命に集中でき、また自信をもって啓発活動に臨むことができたのだと思います。

「周囲の心遣いとさりげないフォローに感謝」



話は変わりますが、今年で一般企業の内勤として働き始めて一〇年となります。

当初は嘱託採用され、その後正社員登用いただき、今年末に総合職試験を受験します。このように、障碍者に対して寛容で、機会を与えてく

れる会社には大変感謝しています。

この恩に報いるためにも、日々の「健康管理」に加え、「協働する気持ち」や「学ぶ姿勢」を忘れずに過ごしていきたいと思えます。

ようやく、我々の季節が到来します。この冬にたまったストレスを一気に吐き出し、また新たな気持ちで過ごしたいと思えます。

「ご精読いただき、有難うございました。今年一年の皆様のご健康とご活躍を心からお祈り申し上げます。」



《 今月の時事 》

責任をとらない国? (物事をあいまいに処理し、繰り返す) ご存知ですか、その国?

*長崎原爆の投下時に、国が定めた被爆地域外にいて被爆者として認められなかった「被爆体験者」に対し、長崎地裁は22日、初めて被爆者と認める判決をした。原告161人(うち9人死亡)のうち、被曝(ひばく)線量が高いと推定される地区にいた10人に被爆者健康手帳を交付するよう長崎県と長崎市に命じた。～長崎原爆の被爆地域を行政区域に沿って、いびつな形で「線引き」してきた被爆者援護行政に疑問を投げかける判断と言える。地裁は残る151人については請求を退けた。敗訴した原告は控訴する意向だ。(朝日デジタル2月23日) *水俣病公式確認60年、熊本県水俣市立水俣病資料館は4月1日、オープンする。～患者や被害者からは「(展示資料の文言に)加害者としての行政の謝罪がない」～「企業と行政の責任」は、2004年の水俣病関西訴訟の最高裁判決で、加害責任が確定したが行政の謝罪やおおびの文言はない。行政は60年で幕引きを図ろうとしている」と指摘した。」(206/03/31 西日本新聞) *ハンセン病隔離廃止から20年、入所者38%、仮名のまま55%、家族509人、二次訴訟・原告568人、隔離政策によって差別や経済的な被害を受けたとして、地裁に提訴した。(3月30日朝日新聞朝刊) 詳細は、久保さんの原稿6頁参照。 *非加熱血液製剤に入ったHIV(エイズウイルス)に感染した血友病患者らが国や製薬企業を提訴した薬害エイズ訴訟は、29日で和解成立から20年を迎える。だが、被告だった化学及(および)血清療法研究所(化血研、熊本市)の血液製剤不正製造が昨年発覚するなど、医薬品を巡る問題は後を絶たない。薬害エイズの教訓が生かされているとはいいがたい。【古関俊樹】(3月28日毎日新聞) *子宮頸がんワクチン集団提訴へ・6月に福岡地裁など、国・製薬会社に賠償求める。健康被害を予見できたのに回避処置をとらなかったとして、子宮頸がんワクチンは、全国の中高生ら340万人が打ったとされる。接種後に強い副作用がみられるケースが相次ぎ、被害者たちが提訴を決めた、日本について世界保健機関(WHO)は昨年12月、「弱い証拠に基づいた政策決定」と批判した。(3月31日朝日新聞朝刊) *他にも、あいまいな事案の積み残しがある。当事者だけの問題ではないはずだが、「みんな一緒/絆/連帯」と、つばやき「あいまい」に浮揚している間に、変容し、この国の亡霊が徘徊し、右向け右と号令でロボット化する危なさを感じるのはわたしだけか。サクラ散る川辺に行く春、人間継続なのだ。(しん)

- 編集 福岡県脊髄損傷者連合会 会長 藤田 幸廣
〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1-7
福岡県総合福祉センター(クローバープラザ)内6階
TEL&FAX: 092-592-4528
E-Mail: fukusekiren-kasuga@cello.ocn.ne.jp
- 発行 九州障害者定期刊行物協会 頒価100円(会費に含まれる) 〒810-0001 福岡市中央区天神1-16-1-7F

編集後記
4月になって桜も散り、春が来ました。花粉・PM2.5等で、鼻の調子があまり良くないです。(坂本)



この広報誌は、共同募金の配分金を受けて発行しています。